提出書類一覧表（オンライン申請）

●提出書類一覧表

番号	書類の名称		法人	個人	内容説明
1	物品・役務提供受注資格者登録申請書		○	○	**[様式1]（物品役務登録申請書（オンライン申請用）の1ページ目）を記入し、実印欄に実印、使用印鑑欄に使用印鑑を押印**してください。 **記入・押印後の PDF データを「入力4」画面から提出が必要です※印影、記載内容が判別できるものをご用意ください**
2	身分証明書			○	証明元：本籍地の市区町村役場 申請フォーム「入力４」画面にてＰＤＦ添付
3	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）		○		証明元：法務局 申請フォーム「入力４」画面にてＰＤＦ添付
4	印鑑証明書		○	○	証明元：法務局（法人） ：市区町村役場（個人） 申請フォーム「入力４」画面にてＰＤＦ添付
5	国税の納税証明書	(1) 消費税及び地方消費税	○	○	法人：その３の３様式 個人：その３の２様式 証明元：税務署　※電子交付も可能です。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。 申請フォーム「入力４」画面にてＰＤＦ添付
		(2) 法人税	○		
		(3) 所得税		○	
6	市区町村税の完納証明書 または納税証明書	(1) 法人市民税	○		**・完納証明書（未納がない旨の証明書）、または直近２年分の納税証明書。** **・所在地が海南市にある事業所の分は、調査同意をいただくため、不要です。** **・委任先がある場合は、本社及び委任先両方の証明書が必要です。** **・固定資産税または軽自動車税等について、税の徴収猶予、課税がない場合は、「入力４」画面で“課税がない誓約”のチェックが必要です。** 証明元：市区町村役場
		(2) 個人市民税		○	
		(3) 固定資産税	○	○	
		(4) 軽自動車税	○	○	
7	営業許可証等の写し		○	○	営業する上で法令上必要な場合は、必ず写しを提出してください。 申請フォーム「入力３」画面にてＰＤＦ添付

※①　１については**記入・押印をおこなったＰＤＦデータを準備してください。**

※②　２、３、４、５、６、７についてはＰＤＦデータを準備してください。

※③　２、３、４、５、６については、申請日から３ヶ月以内に発行された最新の内容のものを添付してください。

※④　７については、営業する上で必要な方のみ添付してください。

オンライン申請の手順

1. 申請の概要

申請フォームでは、物品・役務提供受注資格者登録申請に必要な会社の基本情報や、希望営業種目の情報等を入力や提出書類の添付をしていただきます。事前に提出資料の準備をお願いします。

・「１　物品・役務提供受注資格者登録申請書」は**記入・押印をおこなったもの**をスキャン等で取込した **PDF データの提出**が必要です。

・提出書類一覧表（オンライン申請）の２、３、４、５、６、７　についても、PDF データで提出が必要です。

2. 申請受付期間

■オンライン申請の受付期間

令和8年12月7日(月)午前8時30分から**令和8年12月25日(金)午後5時15分送信完了分**まで

※期間中は土日を含み、２４時間申請可能です。

※入力は、**令和8年11月2日(月)**から可能です。回答送信可能期間（**令和8年12月7日(月)午前8時30分**）までは「一時保存」をしてお待ちください。「一時保存」については、３の（５）を確認してください。

3. 申請フォームについて

（１）　推奨環境

下記ＬｏＧｏフォームサイトにて確認してください。

https://logoform.tayori.com/q/logo-faq/detail/458584/

（２）　入力について

各設問に記載している注意事項・記入例を確認のうえ、入力してください。

（３）　添付する書類について

申請フォームで添付する提出書類は、スキャナ・複合機等で PDF データ化してください。

※記載内容や印影が確認できない場合は別途原紙の提出を求める場合があります。

なお、以下の場合はデータ送信及び一時保存がエラーとなります。エラーが出た場合は下記に該当していないか確認してください。

◆ネットワーク環境の不調やメモリ不足の場合

◆申請全体で 100MB を超える場合

◆添付したファイルを回答送信前に削除（またはフォルダ移動）している場合

◆GoogleDrive 等のクラウドから直接ファイルを添付している場合

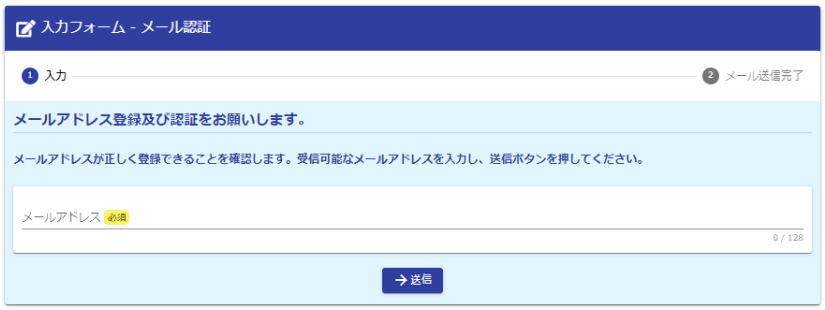
（４）　LoGo フォームアカウント登録とゲスト申請について

LoGo フォームのアカウント登録をおこない、ログインした状態で回答をすると、申請履歴の確認や入力項目の自動セットが可能です。また、アカウントは他の自治体で作成したものがある場合、共通で利用できます。アカウント登録の詳しい登録手順については、『ＬｏＧｏフォーム利用マニュアル.pdf』を参照してください。

※アカウントのメールアドレスは、今回の申請の「連絡先メールアドレス」として使用します。



本申請では<u>アカウント登録をせず「ゲスト」として申請可能</u>ですが、<u>メール認証が必要</u>です。
ゲストとして申請する場合は、申請へ進む　をクリックしてください。
申請へ進む　をクリックするとメール認証の画面が表示されます。



受信可能なメールアドレスを入力し、　→送信　ボタンをクリックしてください。
入力したメールアドレスに届いたメールの URL から、申請フォームに遷移可能です。

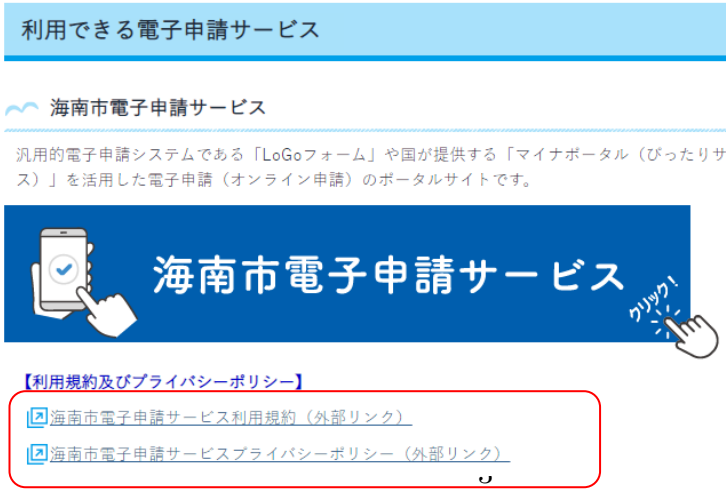
（5）　一時保存について

一時保存をする場合は、アカウント登録をおこないログインした状態で入力いただくことを推奨します。ログインせずに一時保存をおこなった場合、端末の設定等により一時保存が消えることがあります。

添付ファイルはログインしている場合のみ、保存が可能です。ただしファイル容量により保存できない場合があります。ご注意ください。

（6）　注意事項

1）no-reply@logoform.jp　からのメールを受信できるように設定をご確認ください。
2）ご利用にあたっては、以下プライバシーポリシー・利用規約をご確認ください。
※海南市ホームページの　ホーム　－　便利なサービス　－　電子申請サービス



4.　申請フォームの入力について

（1）　申請フォームのリンク

海南市ホームページ　ホーム ＞ 各部署のご案内 ＞ 総務部 ＞ 管財情報課 ＞ お知らせ ＞ 入札参加・受注資格登録 ＞ 海南市物品・役務提供受注資格者の追加登録について（受付期間 令和８年 12 月７日～25 日）　に申請フォームへのリンクがあります。こちらをクリックして申請フォームの入力画面を開いてください。



（2）　「入力１」画面

「入力１」画面は、**各種注意事項の確認**　や、　**誓約事項**　の入力をしていただきます。内容を確認いただき、チェック欄をクリックしてチェックしてください。



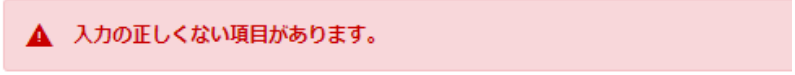
「入力１」画面の入力が済みましたら　→次の画面へ進む　をクリックして「入力２」に進んでください。

入力内容を一時保存する　をクリックすると一時保存され、同じブラウザで開いた場合、続きから入力することができます。

※LoGo フォームアカウントでログインしている場合は、マイページ（https://logoform.jp/login）から続きを入力することが可能です

※一時保存は 30 日間有効です。

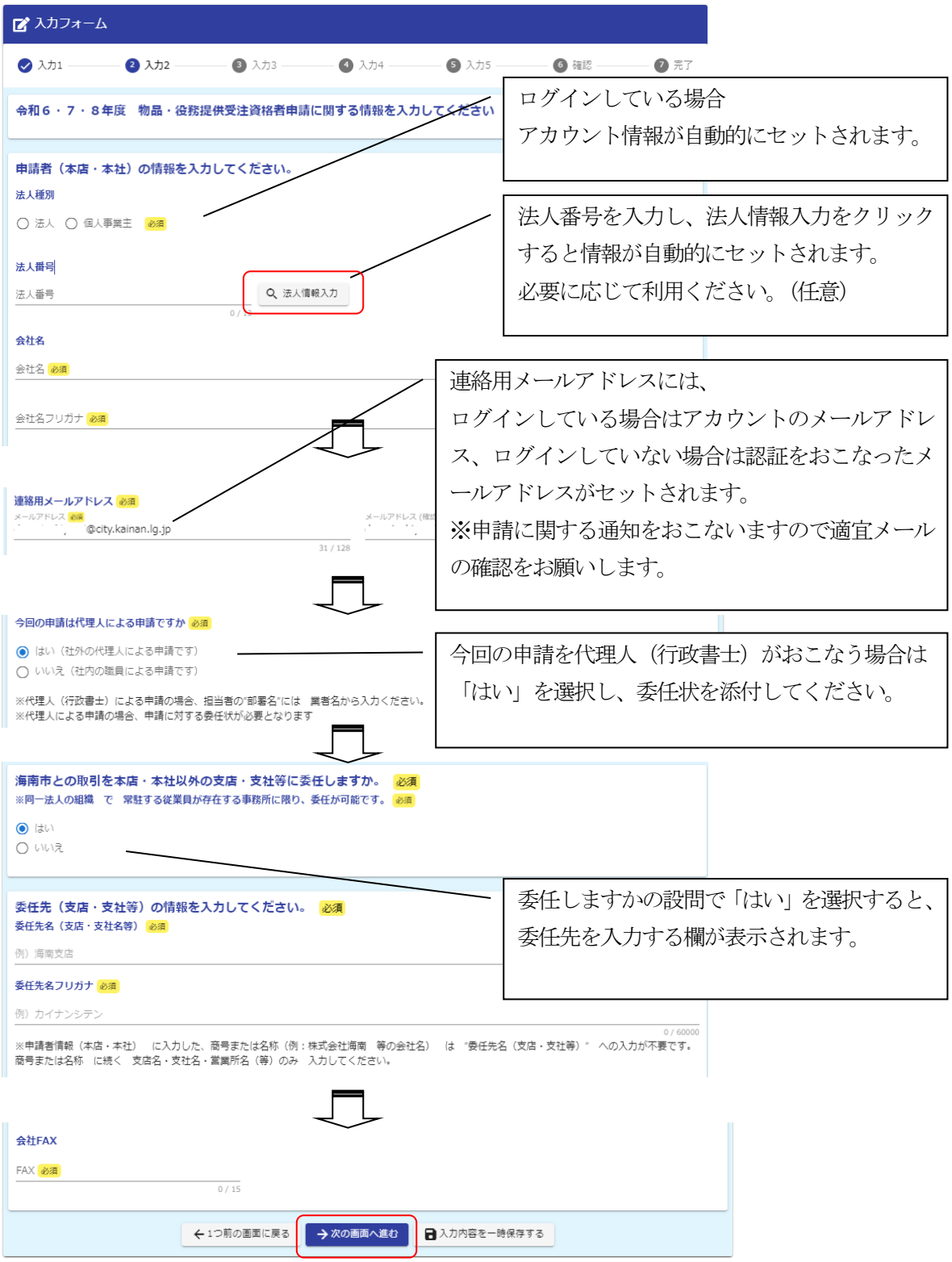
※入力漏れや不備がある場合は、下記のメッセージが表示され、次のページへ遷移できません。入力内容を確認してください。



（3）　「入力２」画面

「入力２」画面は、**申請者(会社)情報、申請ご担当者情報**、(委任をおこなう場合) **委任先情報**　の入力をしていただきます。「１　物品・役務提供受注資格者登録申請書」と同一の内容にあたります。**記入･押印した PDF データの記載内容と一致**してることを確認してください。

LoGo フォームアカウントでログインしている場合は、アカウント情報が自動的にセットされます。(※自動的にセットされるのは一部項目のみです。また、アカウント情報と申請する情報が異なる場合は修正してください)



ログインしている場合
アカウント情報が自動的にセットされます。

法人番号を入力し、法人情報入力をクリックすると情報が自動的にセットされます。
必要に応じて利用ください。(任意)

連絡用メールアドレスには、
ログインしている場合はアカウントのメールアドレス、ログインしていない場合は認証をおこなったメールアドレスがセットされます。
※申請に関する通知をおこないますので適宜メールの確認をお願いします。

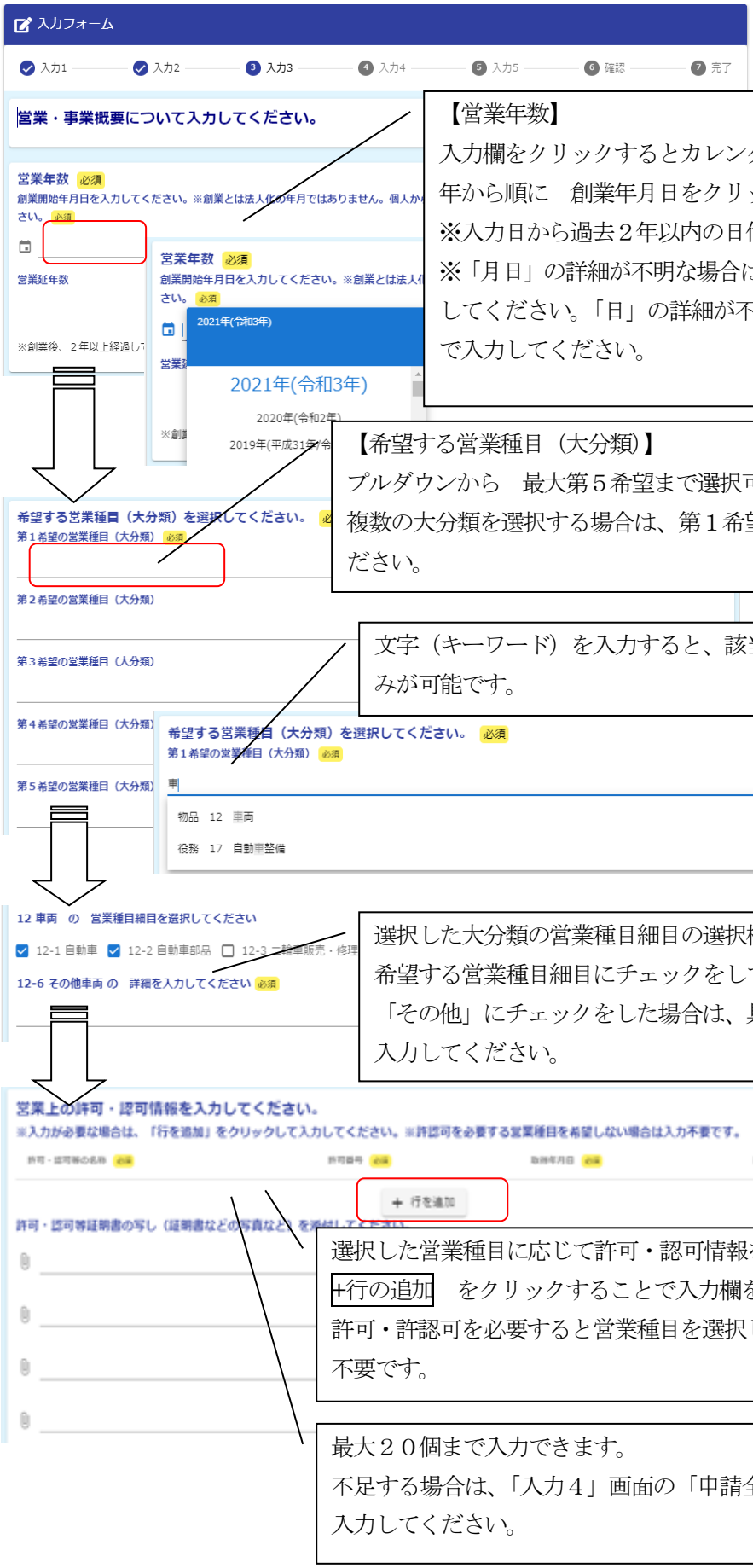
今回の申請を代理人（行政書士）がおこなう場合は「はい」を選択し、委任状を添付してください。

委任しますかの設問で「はい」を選択すると、委任先を入力する欄が表示されます。

「入力２」画面の入力が済みましたら　→次の画面へ進む　をクリックして「入力３」に進んでください。

（4）　「入力３」画面

「入力３」画面は、　**営業･事業概要**　と　**希望する営業種目**　について入力をしていただきます。



【営業年数】
入力欄をクリックするとカレンダーが表示されます。
年から順に　創業年月日をクリックしてください。
※入力日から過去２年以内の日付は選択できません
※「月日」の詳細が不明な場合は、『４月１日』で入力してください。「日」の詳細が不明な場合は、『１日』で入力してください。

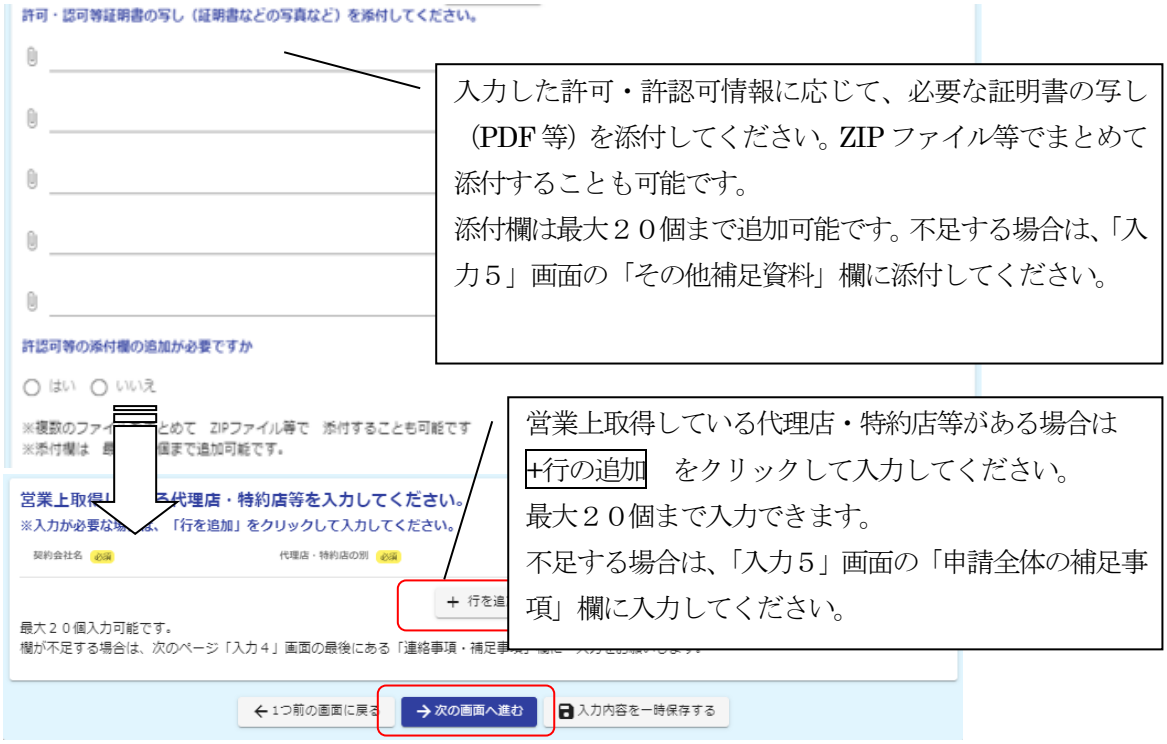
【希望する営業種目（大分類）】
プルダウンから　最大第５希望まで選択可能です。
複数の大分類を選択する場合は、第１希望から順に選択してください。

文字（キーワード）を入力すると、該当する選択肢の絞り込みが可能です。

選択した大分類の営業種目細目の選択欄が表示されます
希望する営業種目細目にチェックをしてください。
「その他」にチェックをした場合は、具体的な内容を**簡潔に**入力してください。

選択した営業種目に応じて許可・認可情報を入力してください。
+行の追加　をクリックすることで入力欄を追加できます。
許可・許認可を必要すると営業種目を選択していない場合は入力不要です。

最大２０個まで入力できます。
不足する場合は、「入力４」画面の「申請全体の補足事項」欄に入力してください。



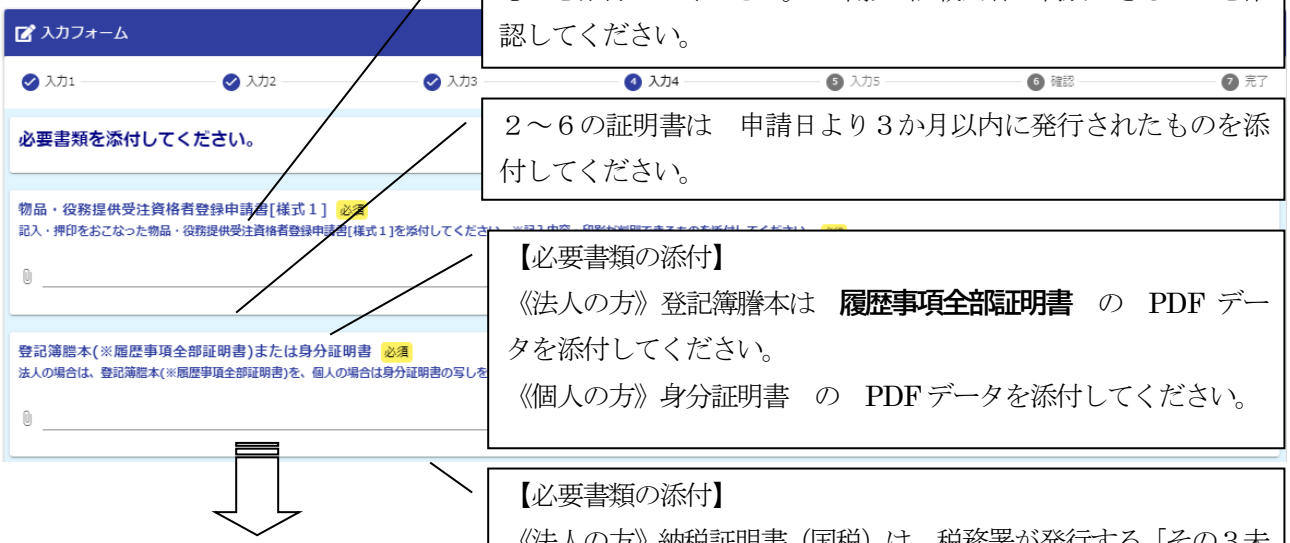
入力した許可・許認可情報に応じて、必要な証明書の写し（PDF 等）を添付してください。ZIP ファイル等でまとめて添付することも可能です。
添付欄は最大２０個まで追加可能です。不足する場合は、「入力５」画面の「その他補足資料」欄に添付してください。

営業上取得している代理店・特約店等がある場合は
＋行の追加　をクリックして入力してください。
最大２０個まで入力できます。
不足する場合は、「入力５」画面の「申請全体の補足事項」欄に入力してください。

「入力３」画面の入力が済みましたら→次の画面へ進む　をクリックして「入力４」に進んでください。

（５）　「入力４」画面

「入力４」画面は、**必要書類の添付**　をしていただきます。

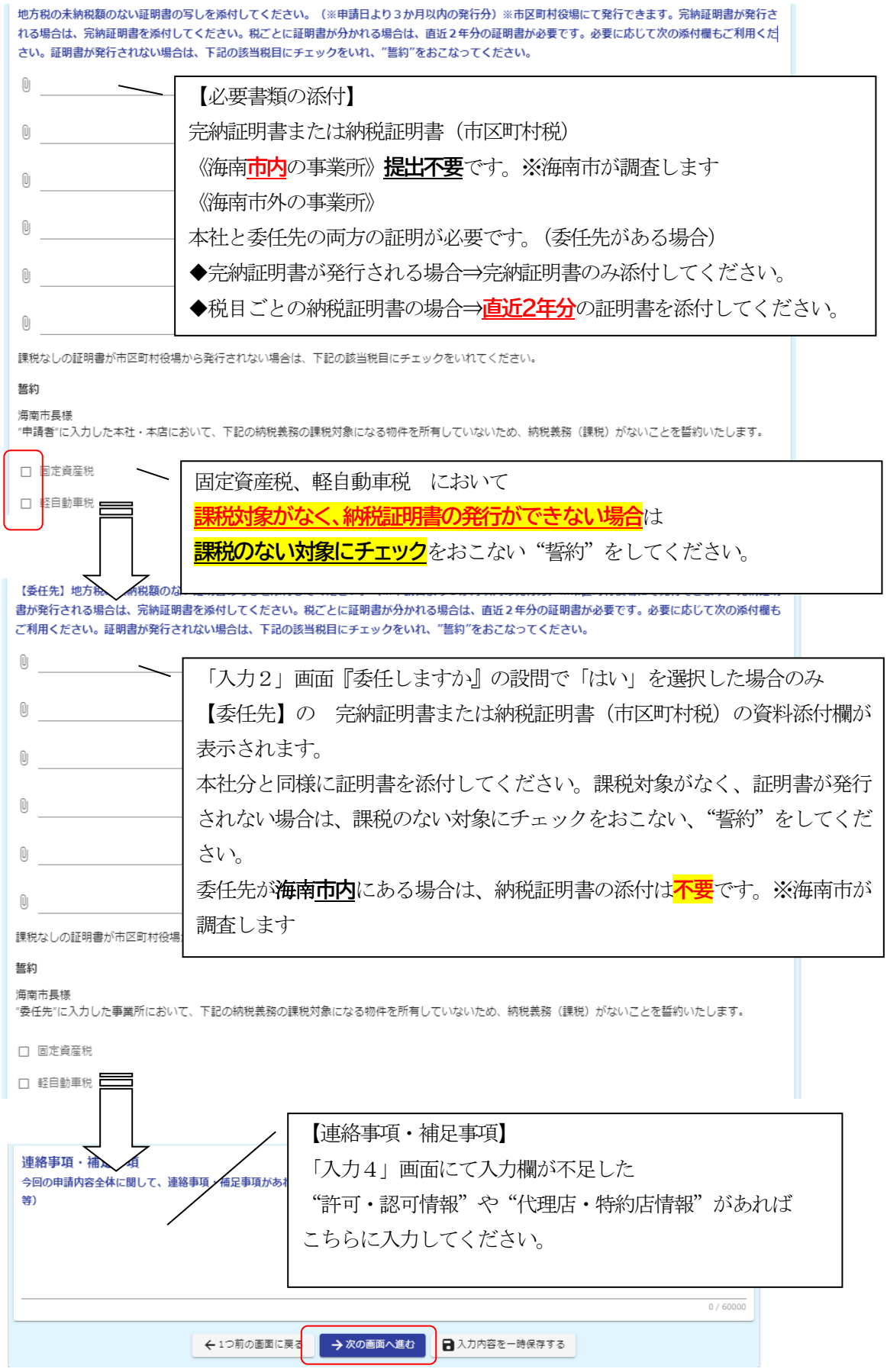


１の物品・役務提供受注資格者登録申請書　は　記入・押印したものを添付してください。※印影・記載内容が判別できることを確認してください。

２～６の証明書は　申請日より３か月以内に発行されたものを添付してください。

【必要書類の添付】
《法人の方》登記簿謄本は　**履歴事項全部証明書**　の　PDF データを添付してください。
《個人の方》身分証明書　の　PDF データを添付してください。

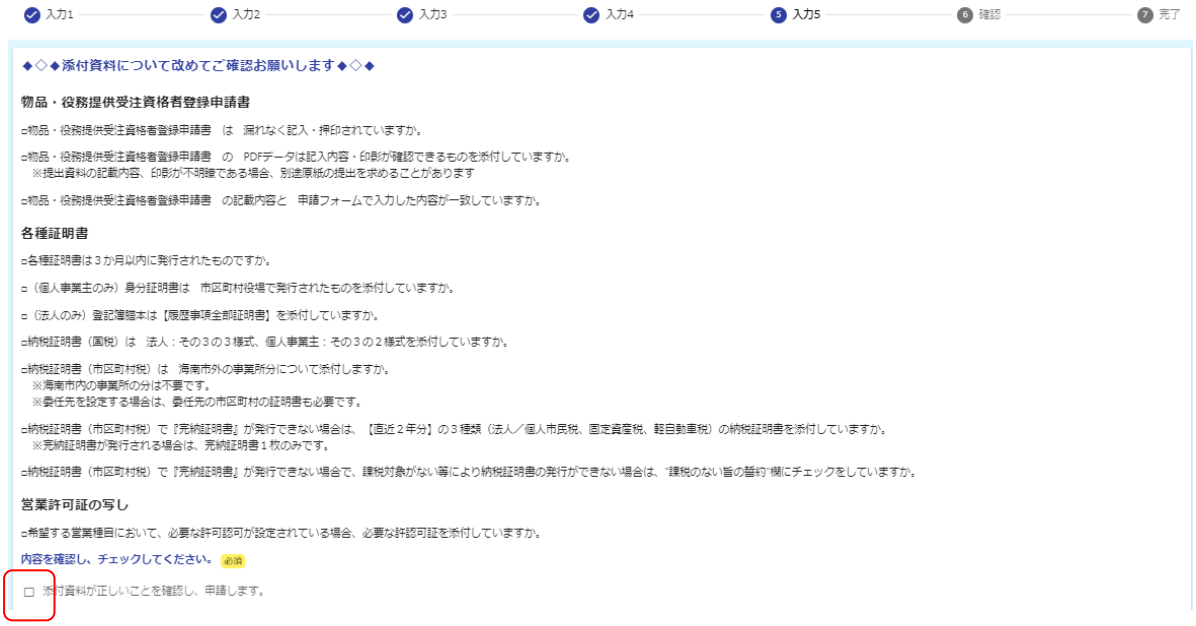
【必要書類の添付】
《法人の方》納税証明書（国税）は　税務署が発行する「その３未納額のない証明用」の　**その3の3様式**　の　PDF データを添付してください。
《個人の方》納税証明書（国税）は　税務署が発行する「その３未納額のない証明用」の　**その3の2様式**　の　PDF データを添付してください。



「入力４」画面の入力が済みましたら→次の画面へ進む　をクリックして「入力５」に進んでください。

（6）　「入力５」画面

「入力５」画面は、回答送信後の　**注意事項の確認**　をしていただきます。内容をご確認いただき、チェックをしてください。



「入力５」画面の確認が済みましたら　→次の画面へ進む　をクリックして「確認」に進んでください。

※令和８年 12 月７日(月)午前８時 30 分までは、　確認画面へ進む　のボタンが**押下できません**。

入力内容を一時保存する　を押下し、回答送信可能日時までお待ちください。

（7）　確認画面

「入力１」～「入力５」で入力いただいた内容の確認が表示されます。

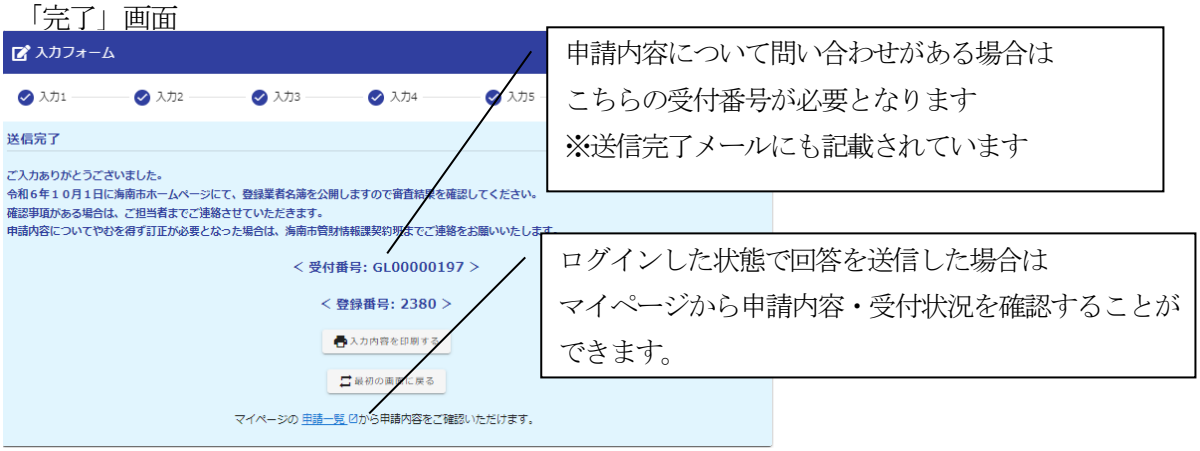
→送信　をクリックした後は、データの修正ができませんので内容をよく確認してください。



修正が必要な場合は、　←最初に戻る　または　←１つ前の画面に戻る　をクリックして修正してください。

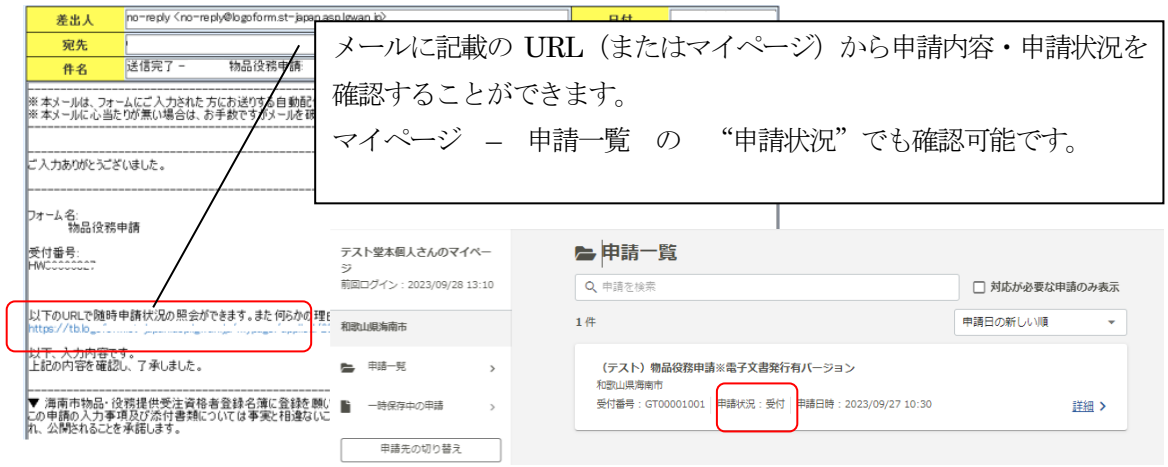
修正が必要ない場合は、→送信　をクリックしてください。

（8）　「完了」画面



通信環境や、回答データの容量などによって、「完了」画面が表示されるまで時間がかかる場合があります。

回答が完了したら連絡用メールアドレス宛に「送信完了」メールが届きます。



（9）　申請状況のステータスについて

申請状況	状況
受付	オンライン申請が受付された状況です。
受付確認中	申請いただいた提出書類の受付確認をおこなっています。※申請内容の審査ではありません
審査中	申請いただいた内容の審査をおこなっています。
登録審査完了	受注資格者審査がすべて完了した状況です。（※資格は令和９年４月１日より有効です） 令和９年３月下旬までに海南市ホームページにて、登録業者名簿を公開しますので確認してください。
補正依頼	申請内容に不備があったため、補正依頼をしている状況です。内容を確認いただき、補正して再申請をしてください。（『連絡先メールアドレス』あてに補正依頼メールが通知されます。）

5.　申請先及び問い合わせ

海南市役所　総務部　管財情報課　契約班

〒６４２－８５０１　和歌山県海南市南赤坂１１番地

電話　０７３－４８３－８４１２（直通）　FAX　０７３－４８３－８７４９

メールアドレス　kanzaijoho@city.kainan.lg.jp